

平成25年度

小樽市「経営健全化」審査意見書

小樽市監査委員

目 次

第1 審査の概要	1
1 審査に付された比率及び書類	1
2 審査の期間	1
3 審査の方法	1
4 審査対象の公営企業会計及び資金不足額・剰余額	1
第2 審査の結果	2
意見	2

平成25年度 小樽市経営健全化審査意見書

第1 審査の概要

1 審査に付された比率及び書類

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間 平成26年8月1日 ～ 平成26年8月22日

3 審査の方法

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係法令に基づき適正に作成されているかどうかを主眼に、各数値が平成25年度決算数値及び地方公営企業決算状況調査表の数値と符合しているかどうか、また、解消可能資金不足額などが適切かどうかについて確認しました。

4 審査対象の公営企業会計及び資金不足額・剰余額

各会計の資金不足額・剰余額は、次のとおりです。

資金不足額・剰余額

<法適用企業>

(単位：千円)

会計名	流動負債 ①	控除未払金等 ②	算入地方債 ③	流動資産 ④	控除財源 ⑤	解消可能資金不足額 ⑥	資金不足額・剰余額 -1×[(①-②+③)- (④-⑤+⑥)]
病院事業会計	4,023,901	-	75,428	4,357,635	-	-	258,306
水道事業会計	161,335	-	-	1,197,440	-	-	1,036,105
下水道事業会計	193,311	-	-	299,745	-	-	106,434
産業廃棄物等処分事業会計	12,423	-	-	391,584	-	-	379,161

<法非適用企業>

(単位：千円)

会計名	歳出額 ①	算入地方債 ②	歳入額 ③	翌年度に繰り越すべき財源 ④	解消可能資金不足額等 ⑤	資金不足額・剰余額 -1×[(①+②)- (③-④+⑤)]
港湾整備事業特別会計	607,883	-	614,907	-	147,398	154,422
青果物卸売市場事業特別会計	35,367	-	35,367	-	-	0
水産物卸売市場事業特別会計	40,120	-	40,120	-	-	0
簡易水道事業特別会計	167,885	-	167,885	-	-	0

(注) 1 解消可能資金不足額を考慮したことにより資金不足額が発生しない場合は、資金不足額・剰余額は「-」で表示されます。

2 港湾整備事業特別会計の解消可能資金不足額等の数値は、「土地収入見込額」です。

第2 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、本年度は、前年度に引き続き資金不足額を生じた会計はありませんでした。

資金不足額・剰余額及び資金不足比率の推移は、次のとおりです。

【算定式】

$$\text{資金不足比率（％）} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

<事業の規模> (法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額
(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

資金不足額・剰余額及び資金不足比率の推移

会計名	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	経営健全化基準
	資金不足額・剰余額	資金不足額・剰余額	資金不足額・剰余額	資金不足額・剰余額	資金不足額・剰余額	
	資金不足比率	資金不足比率	資金不足比率	資金不足比率	資金不足比率	
法適用企業	千円 258,306	千円 -	千円 -	千円 -	千円 △ 1,018,124	20.0%
	% -	% -	% -	% -	% 13.3	
	1,036,105	914,433	862,814	845,518	701,934	
	-	-	-	-	-	
法非適用企業	106,434	53,361	23,419	198,898	167,338	
	-	-	-	-	-	
	379,161	306,981	282,006	257,461	232,151	
	-	-	-	-	-	
法非適用企業	154,422	320,421	384,763	378,709	349,606	
	-	-	-	-	-	
	0	0	0	0	0	
	-	-	-	-	-	
法非適用企業	0	0	0	0	507	
	-	-	-	-	-	
	0	0	0	0	0	
	-	-	-	-	-	

(注) 資金不足額・剰余額の「-」表示は、解消可能資金不足額を考慮したことにより資金不足額が発生しない場合を示します。

<意見>

病院事業会計については、一般会計からの繰入金などの増加により、本年度において実質的な資金余剰となりましたが、今後は新病院という新たな環境の下で、安定した経営基盤が早期に確立できますよう、引き続き必要な取組を進められますことを強く望みます。

水道事業会計及び産業廃棄物等処分事業会計については、資金剰余額が安定した推移を見せていますが、下水道事業会計については、一般会計からの繰入金が増減などに伴い年度により資金剰余額に増減が見られます。

なお、法適用の公営企業会計においては、平成26年度から新会計基準の適用に伴い、流動負債の増加や流動資産の減少などにより資金不足額の算定において影響が見込まれますので、更なる経営改善に向けた努力が必要であると考えます。